



関 金融審議会公認会計士制度部会長より  
部会報告を受け取る山本大臣  
(12月22日)



中小企業金融の円滑化に関する意見交換会にて  
挨拶する山本大臣  
(12月11日)

## 目次

### 【トピックス】

- ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームの開催について…………… 2
- 主要行の平成18年度中間決算について…………… 3
- 企業会計審議会内部統制部会の公開草案の公表について…………… 4
- 企業会計審議会監査部会の公開草案の公表について…………… 5
- 金融検査評定結果の分布状況について…………… 5
- 特定保険業者に係る監督上の対応について…………… 6

### 【金融便利帳】

- 少額短期保険業…………… 8

### 【法令解説】

- 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う証券取引法施行令等の改正について…………… 10

### 【金融ここが聞きたい!】

- …………… 13

### 【お知らせ】

- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中…………… 16
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 16
- 本人確認法施行令等の改正について…………… 16

### 【11月の主な報道発表等】

- …………… 17

## 【トピックス】

### ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する 検討チームの開催について

先般（11月20日）、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について検討するため、「[ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム](#)」（座長：米山高生 一橋大学大学院商学研究科教授）の第1回検討会を開催しました。

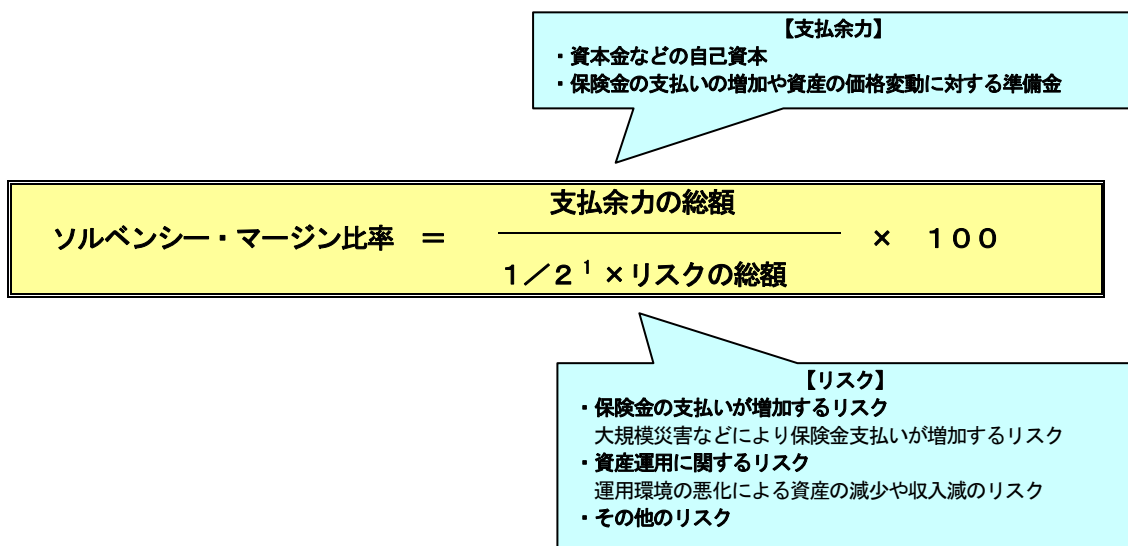
#### 1. ソルベンシー・マージン比率とは

保険会社は、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」については、保険金を支払うために予め見込んで、「責任準備金」を積み立てています。

一方、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の予測を超えて発生するリスク」に対しては、「自己資本」、「準備金」等で対応することとなります。

この「通常の予測を超えて発生するリスク」に対して、保険会社がどの程度「自己資本」、「準備金」等の支払余力を有するかを示す指標がソルベンシー・マージン比率です。

ソルベンシー・マージン比率は、保険会社の財務の健全性を示す指標の一つで、比率が200%を下回った場合、金融庁から保険会社に対して、是正措置命令が発動されることとなります。



#### 2. 検討チーム開催の経緯

現行のソルベンシー・マージン比率は、平成8年の保険業法改正時に導入され、これまでも適時必要な見直しを行ってきたところですが、保険会社の財務体質の強化やリスク管理の高度化を図る観点から、現下の金融市場実勢と乖離したものとなっていないか改めて精査する必要があります。

このため、金融改革プログラムにおいても、「保険会社のソルベンシー・マージン比率の見直し」を施策として挙げたところです。

見直しに当たっては、「近年の保険商品の多様化」、「資産運用技術の発展」、「リスク管理手法の高度化」などの実態を踏まえること、現在議論されている国際会計基準等における保険負債の時価評価をめぐる動向を見極めることといった専門的かつ技術的な検討が必要となることから、学者、アナリスト、ファイナンシャルプランナー、公認会計士、生損保業界の実務者のメンバーからなる検討チームを監督局内に設けることとしました。

#### 3. 今後の進め方等

検討チームにおいて、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する現行の問題点及び今後の

<sup>1</sup> 制度の導入の際に参考とした米国の制度において、同様に1/2を乗じていたもの。ソルベンシー・マージン比率が200%の場合にリスクと支払余力が一致することとなる。

あり方についての意見聴取を行い、平成 19 年 3 月を目途に、議事内容を取りまとめた報告書を作成し、その後、関係規則等の整備を行う予定です。

また、検討チームを開催するごとに提出資料及び議事要旨を原則、金融庁ホームページに公表する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から[「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」](#)にアクセスしてください。

## 主要行の平成 18 年度中間決算について

主要行の平成 18 年度中間決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、11 月 22 日（水）に公表しました。

以下、主要行の[平成 18 年度中間決算の概要](#)について説明します。

### 1. 主要行の中間決算

当期純利益は 1.6 兆円となり、前年同期と比べほぼ同水準となりました。これは貸出金からの収入である資金利益の減少傾向にある中で、投資信託や保険商品の販売に係る役務取引等利益が増加したものの、国債等債券関係損益が損に転じたことなどにより、本業のもうけを表す実質業務純益は減少。一方、前期に引き続き貸倒引当金に戻り益が生じていることに加え、退職給付会計に係る年金資産の運用改善や繰延税金資産の見積り期間変更などの特殊要因が寄与し、昨年と同水準になったものと考えられます。

また、自己資本比率は、12.3%と平成 18 年 3 月期に比べ 0.1%ポイントの小幅上昇となりました。

### 2. 主要行の不良債権の状況

不良債権（金融再生法開示債権）残高は、全体で 3.9 兆円となり、平成 18 年 3 月期と比べて 15.7%減少しました。破綻懸念先以下については、前年同期に比べ 15.1%減の 2.0 兆円となり、要管理債権については、前年同期に比べ 16.5%減の 1.9 兆円となりました。

不良債権比率は、平成 17 年 3 月期の 2.9%から 1.4%ポイント低下し、1.5%となりました。これは、主要行の不良債権比率の半減目標が達成された平成 17 年 3 月期決算以降も、各行の資産の健全化が進んでいるものと考えられます。

（注）平成 14 年 10 月に策定・公表された[「金融再生プログラム」](#)における「平成 16 年度には、主要行の不良債権比率を平成 14 年 3 月期（8.4%）の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図る」という目標。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「主要行の平成 18 年度中間決算について〈速報ベース〉」（平成 18 年 11 月 22 日）](#)にアクセスしてください。

## 企業会計審議会内部統制部会の公開草案の公表について

平成 18 年 6 月 7 日に成立した[金融商品取引法](#)により、上場会社を対象に、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と監査人による監査を義務づける内部統制報告制度が、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から導入されることが決定しています。

内部統制報告制度における経営者による評価及び監査人による監査を実施するための基準については、平成 17 年 12 月に[企業会計審議会内部統制部会\(部会長：八田進二青山学院大学教授\)](#)が基準案をとりまとめ公表しました。その際、基準を実務に適用していくための実務上の指針（以下「実施基準」といいます。）の整備を求める意見が多く出されたことから、内部統制部会の下に作業部会（座長：橋本尚青山学院大学教授）を設置し、会計実務家等の参加を得て実施基準案の検討を行い、平成 18 年 11 月 21 日に実施基準を公開草案として公表し、広く[意見を募集](#)することといたしました（意見募集期間は、平成 18 年 12 月 20 日まで）。

今後、公開草案に対する御意見も踏まえ、更に検討を行い、基準及び実施基準として確定させることを予定しています。

実施基準は、各企業にとって求められる内部統制は、企業を取り巻く環境や特性に応じて異なることから、各企業において工夫して整備されるべきものであるとの考え方を前提としつつも、実務上の対応の観点から、一定の標準となるべきものを示したものです。また、先行して制度が導入された米国での運用状況も検証し、米国では非常に保守的な対応が行われた結果、過大なコスト負担がかかっていたのではないかと指摘がなされていることを踏まえ、我が国の実施基準案においては、制度の実効性を確保しながらも過剰な対応とならずに、効率的・効果的に内部統制の構築・評価・監査が行えるよう、できるだけ具体的な指針となるよう配慮がなされています。

実施基準案は、基準案と同様に、内部統制の構築・評価・監査の 3 部構成になっています。

それぞれのポイントとしては、

- ① 「Ⅰ 内部統制の基本的枠組み」においては、財務報告に係る内部統制を組織において構築していく際の構築プロセスについて記述
  - ② 「Ⅱ 財務報告に係る内部統制の評価及び報告」においては、評価・報告に係る基準を整備
    - ・ 全社的な内部統制に係る評価項目を例示
    - ・ 評価範囲のいわゆる絞り込み方法を詳細に記述
    - ・ 開示対象となる「重要な欠陥」に係る判断方法、判断基準を明示
  - ③ 「Ⅲ 財務報告に係る内部統制の監査」においては、内部統制監査に係る基準を整備
    - ・ 評価範囲に係る経営者と監査人の協議プロセスを明示
    - ・ 監査計画は財務諸表監査と一体に策定、監査証拠は相互利用可能であることを明示
    - ・ 内部統制の運用状況の検証に係るサンプリングの信頼度を明示
- 等が挙げられます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「企業会計審議会内部統制部会の公開草案の公表について」\(平成 18 年 11 月 21 日\)](#)にアクセスしてください。

## 企業会計審議会監査部会の公開草案の公表について

平成 18 年 11 月 21 日に、[企業会計審議会監査部会](#)から、「[四半期レビュー基準の設定について（公開草案）](#)」が公表され、12 月 20 日まで広く一般から意見を募集したところです。

本基準(公開草案)が作成され、公表された経緯は以下のとおりです。

近年、企業を取り巻く経営環境の変化は激しく、これに伴い、企業業績等も短期間のうちに大きく変化することがみられるようになってきています。こうした状況の下では、投資者に対し、企業業績等に係る情報をより適時かつ迅速に開示することが求められるとともに、企業内においても、より適時に企業業績等に係る情報を把握し、的確な経営管理を行っていくことが期待されます。

こうしたことから、証券取引法上の制度として四半期報告制度の導入が検討され、平成 18 年 6 月に成立した[金融商品取引法](#)では、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、上場会社等に対して四半期報告書の提出が義務づけられ、当該報告書に掲載される四半期財務諸表については公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることとされています。

公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表に対して行う監査証明について、[企業会計審議会](#)では、平成 17 年 1 月の総会において、四半期レビュー基準の策定を行うことを決定し、同年 9 月から審議を進めてきました。四半期報告書は適時性・迅速性が要求されるものであり、四半期会計期間末から 45 日以内の政令で定める日までに提出していただく必要があります。そのため、一部簡便的な会計処理の適用が認められ、監査は質問及び分析的手続きを中心とした四半期レビュー手続を導入することとしています。

このように、四半期報告書の適時性・迅速性が要請される一方で、いかに監査の信頼性を確保するかが課題となっています。四半期レビューは年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであり、年度の財務諸表監査と適切に組み合わせることで、監査の実効性がより向上することが期待されています。具体的には、年度の財務諸表の監査において得た、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解及びそれに基づく重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮して、四半期レビュー計画の策定を行う必要があります。年度の財務諸表の監査における重要な着眼点等については、四半期レビューの中でも必要な検討を行い、四半期レビューの結果を年度の監査計画にも適切に反映させていくことが求められています。

今後、寄せられた意見を踏まえて最終的な基準の取りまとめに向け、同部会で審議が行われる予定です。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[企業会計審議会監査部会の公開草案の公表について](#)」（平成 18 年 11 月 21 日）にアクセスしてください。

## 金融検査評価結果の分布状況について

金融庁では、「[金融検査評価制度](#)」に関して、「[金融検査評価結果の分布状況](#)」をとりまとめ、11 月 15 日に公表しました。

1. 金融検査評価制度については、平成 17 年 7 月に制度を制定した後、12 月までの試行準備期間を経て、平成 18 年 1 月より試行を開始しました。
2. 金融検査評価制度の趣旨は、金融検査の結果について、**段階評価**<sup>1</sup> を示すことで、金融機関

<sup>1</sup> A 評価：強固な管理態勢が経営陣により構築  
B 評価：十分な管理態勢が経営陣により構築  
C 評価：管理態勢の構築が不十分で、改善の必要  
D 評価：管理態勢に欠陥または重大な欠陥  
※ 総合評価は、行わない。

自身の経営改善に向けての動機付けとするとともに、より効率的かつ実効的な検査等につなげるものです。

3. こうした制度の趣旨に照らせば、評定結果は、被検査金融機関のみが認識していることで十分であり、これを個別に对外公表することは、風評等のリスクもあることから適当ではないと考えられます。
4. しかしながら、各業態（金融機関）から「自分の位置を知りたいので、評定の分布状況を公開してほしい」との要望が多数寄せられて来たところです。
5. こうした要望に応え、平成 18 年 1 月以降予告（無予告の場合は立ち入り開始）し、同年 6 月までに検査立入を終了した評定検査結果通知先（137 先）の金融機関を対象とした評定結果について、業態ごと及び評定項目ごとに C 評価以下となった項目数の割合等を公表したものです。
6. 「金融検査評定結果の分布状況」は今後もデータの蓄積を行い、ある程度のデータの蓄積がされた段階で公表を行うことを考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「金融検査評定結果の分布状況について」（平成 18 年 11 月 15 日）](#) にアクセスしてください。

## 特定保険業者に係る監督上の対応について

### 1. 保険業法の改正

平成 18 年 4 月に改正保険業法が施行されるまで、特定の者を相手方として法律の根拠に基づかず保険を引受けている者（いわゆる無認可共済）は、保険業法の対象外とされてきました。これは、いわゆる無認可共済は自発的な共助を基礎とするものであり、その契約者を保護するための規制は基本的に必要ないと考えられたからです。

一方で、近年、いわゆる無認可共済が会員向け限定と称して販売する保険に関し、不適切な販売方法や財務基盤の脆弱なこと等によりトラブルが増加していました。そこで、保険契約者等の保護を図るため、保険業法を改正し、これらの者を保険業法の規制の対象としました。

平成 18 年 4 月以降、これらの者は、原則として、特定保険業者として当局の監督の対象となりました。

### 2. 特定保険業者の監督について

特定保険業者が法令等を遵守した健全な業務運営を行うことにより、保険契約者が安心して保険商品を利用できるようにするため、当局は特定保険業者の監督を行う必要があります。

まず、特定保険業者は、平成 18 年 9 月末までに、当局に特定保険業を行っていることなどを届出なければならないこととされており、平成 18 年 9 月末までに 389 団体の届出がなされています。

特定保険業者には、契約者保護の観点から、保険募集、業務運営に関する措置、特定関係者との取引などの規制が課されています。

これらの規制を実効あるものとするためには、適切な監督を行う必要があります。このため、金融庁は、特定保険業者の監督事務を委任している各財務局に対し、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）[（少額短期保険業者向けの監督指針）](#)」に基づき適切な対応を取るよう改めて以下の内容の指示を行いました。

### (1) 特定保険業者の届出をしない者への対応

苦情や情報提供、捜査当局からの照会又は新聞等の広告から届出なく保険業を行っている疑いのある者等を把握した場合は、警察や消費者センター等への問い合わせや、直接、当該業者に電話で確認をする（捜査当局に支障が出る場合は除く）等により、業務内容を調査するなど、積極的にその実態把握に努める。

調査した結果、無届けで保険業を行っていることが判明した場合には、文書により警告を行うとともに、直接、電話や面談等で接触し是正を求める。また、捜査当局等関係当局との連携に努める。

### (2) 特定保険業者の実態把握等

届出書等の内容を確認し、法の規定に基づく対応状況（業務運営に関する措置、募集行為に関する禁止行為、個人情報管理及び業務委託）について問題がないか検証するとともに、保険契約者等の保護等の観点から財務状況及び保険契約の内容について確認するなど、業務内容に問題がないか等を検証する。

届出内容の検証の後も、必要に応じて、特定保険業者に対しヒアリングを行うなど業務運営等に関する実態把握に努める。

上記の実態把握に基づき、問題があると認められる場合には、必要に応じて保険業法に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、監督上の対応を検討する。

### (3) 特定保険業者の円滑な移行への配慮

特定保険業者は、平成 20 年 3 月末までに少額短期保険業者（金融便利帳参照）になる等の対応を行わなければならない。この移行期間終了までに、適切な移行ができるよう、各特定保険業者の実態に即して、相談等に応じる。

※ 詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「特定保険業者に係る監督上の対応について」（平成 18 年 11 月 8 日）](#)にアクセスしてください。

## 【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、分かりやすく解説するものです。

今回のキーワードは「**少額短期保険業**」です。

### 少額短期保険業

「少額短期保険業」とは、生命保険、損害保険、医療保険の引受けなど、通常、保険会社が行っている事業のうち、少額かつ短期の保険の引受けのみを行う事業のことを言います。

少額短期保険業者は、保険金が少額で保険期間が短期の保険の引受けのみを行うので、保険会社のようには高額・長期の保険の引受けを行うことを前提とした場合とは異なる規制を設けることが、可能かつ合理的であると考えられます。こうした観点から、小規模な事業者でも事業の遂行が可能となるよう、引き受けられる保険に制限がある一方、最低資本金等の参入規制や、商品審査に係る規制を緩和した制度が設けられました。

具体的な内容は以下のとおりです。

区 分	少額短期保険業者	(参考) 保険会社
参入要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録制（財務局登録）</li> <li>○ 株式会社、相互会社に限定（ただし、法施行日に保険に該当する商品を取扱いしている NPO 法人等については、当該法人形態で登録可）</li> <li>○ 業務を円滑に行うための人的構成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免許制</li> <li>○ 株式会社、相互会社に限定</li> <li>○ 収支見込みが良好</li> <li>○ 業務を円滑に行うための人的構成</li> </ul>
最低資本金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最低資本金等は 1,000 万円</li> <li>○ 年間収受保険料は 50 億円以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最低資本金等は 10 億円</li> </ul>
取扱商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商品審査（事後変更命令権付届出）</li> <li>○ 取扱分野の限定なし（生損両商品取扱可能）</li> <li>○ 掛捨てに限定（満期金支払型、年金等生存保険、運用型等も不可）</li> <li>○ 保険期間の上限は損害保険が 2 年、生命保険、医療保険は 1 年</li> <li>○ 保険金額の総額は 1,000 万円以下（ただし、事故発生率の低い賠償保険は別枠で 1,000 万円）、個別商品区分ごとの上限は下記のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>① 通常の重度障害・死亡：300 万円</li> <li>② 疾病・傷害による入院給付金等：80 万円</li> <li>③ 傷害による重度障害・死亡：600 万円</li> <li>④ 損害保険：1,000 万円</li> </ul> </li> <li>○ 保険契約者 1 人当たり被保険者総数は 100 人まで</li> <li>○ 保険契約者・被保険者毎に常時保険金額等を把握するための名寄せのシステムが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商品審査（認可又は事後変更命令権付届出）</li> <li>○ 生命保険業免許取得会社は、第一分野（生命保険）と第三分野（医療、介護、傷害等保険）、損害保険業免許取得会社は第二分野（損害保険）と第三分野（医療、介護、傷害等保険）のみ取扱いできる</li> <li>○ 金額、期間には上限なし、運用型も可</li> </ul>
資産運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 預金、国債等の安全資産に限定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則自由（株式、不動産、融資等も可）</li> </ul>

現在、少額短期保険業者として [2 件登録（平成 18 年 11 月 29 日現在）](#) されています。今後、少額短期保険業者と契約する際には、上記の保険会社との違いに留意し、契約内容を十分理解したうえで契約する必要があります。

なお、少額短期保険業者が破綻した場合には、保険会社が加入している保険契約者保護機構のような



セーフティネットはありません。但し、保険契約者等が被る損失の補填や、資金の不正利用の防止の観点から、一定の金銭の供託を少額短期保険業者に義務付けています。

- ※ 詳しくは、金融庁ホームページの「一般のみなさんへ」から、「保険を契約している方へ」内の[「根拠法のない共済について」](#)にアクセスしてください。  
また、金融庁ホームページの「所管金融機関の状況」「免許・登録を受けている業者一覧」から[「少額短期保険業者（財務局登録）」](#)を確認することができます。

## 【法令解説】

### 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う 証券取引法施行令等の改正について

先の第 164 回通常国会において成立した「[証券取引法等の一部を改正する法律](#)」（平成 18 年法律第 65 号）の段階的施行に伴い、今般、証券取引法施行令及び関係府令のうち、公開買付制度・大量保有報告制度の見直しに係る部分について所要の改正が行われました。  
主な改正点は次のとおりです。

#### 1. 公開買付制度の整備

##### ① 市場内外等の取引を組み合わせた「急速な買付け」であって公開買付けによることが求められるものに係る数値基準

当該「急速な買付け」について、3ヶ月を超えない期間に 10%超の株式を買付け等又は新規発行取得により取得する場合であって、そのうち 5%超が市場外取引による買付け等である場合となるよう規定しました。

##### ② 投資者への情報提供の充実

###### イ 公開買付届出書における開示の充実

公開買付けを実施した後の経営方針・株主としての行動方針等（株券等の追加取得の予定の有無、上場廃止となる見込みの有無等を含む。）について、より具体的な記載を求めることとしました。また、MBO（経営陣による株式買取り）及び親会社による子会社株式の公開買付けについては、経営陣等が買付者となり、株主との関係において経営陣等の利益相反が問題となることから、買付価格の算定評価書を第三者から取り、それを踏まえて実際の算定をしている場合には、公開買付届出書に当該算定評価書の写しの添付を求めることとしました。

###### ロ 買付対象者による意見表明の義務化

対象者が公開買付けに関する意見を記載する開示書類である意見表明報告書の具体的記載事項について所要の整備を行いました。また、意見表明報告書について、提出すべき期間を公開買付開始公告が行われた日から 10 営業日以内としました。

###### ハ 買付対象者が公開買付者に対して質問を行う機会の付与

対象者が質問を記載する開示書類である意見表明報告書及び対象者からの質問に対する公開買付者の回答を記載する開示書類である対質問回答報告書の具体的記載事項について所要の整備を行いました。また、対質問回答報告書について、提出すべき期間を意見表明報告書の送付を受けた日から 5 営業日以内としました。

##### ③ 公開買付期間

###### イ 公開買付期間の範囲

現行 20 暦日～60 暦日の公開買付期間の範囲について、20 営業日～60 営業日へと変更することとしました。

###### ロ 対象者から公開買付期間の延長の請求がなされ得る場合及び延長後の公開買付期間

対象者が公開買付期間の延長の請求を行うことが可能である場合は、当初公開買付者が設定した公開買付期間が一定期間未満の場合とされていましたが、当該一定期間について 30 営業日と規定しました。また、当該延長後の公開買付期間について 30 営業日と規定しました。

さらに、公開買付届出書について、「買付け等の期間」の個所に延長請求を受けた場合の延長後の買付け等の期間を記載する欄を設ける等、所要の整備を行いました。

#### ④ 公開買付けの条件変更及び撤回の柔軟化

##### イ 買付価格の引下げが認められる場合

現行制度上は禁止されている買付価格の引下げについて、一定の場合には容認されることとされたところ、当該一定の場合として、対象者が株式等の分割を行う場合、株式等の無償割当てを行う場合を規定することとしました。

##### ロ 公開買付けの撤回が認められる場合

公開買付けの撤回が認められる場合として、従来の合併や破産等に加えていわゆる買収防衛策が発動された場合又はいわゆる買収防衛策が消却されない場合を加えることとしました。

なお、今般追加予定の撤回事由についても、現行認められている撤回事由と同様、軽微なものについては撤回を容認しないこととしており、当該軽微基準について所要の規定の整備を行いました。

#### ⑤ 全部買付けの一部義務化に伴う所要の整備

対象者の株券等の全部を買い付ける義務が生じる場合として、買付後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合と規定することとしました。

また、買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合には、原則として、議決権のあるすべての株券等に対して公開買付けを行うことを公開買付けの条件としました。

なお、買付対象となるすべての株券等について、同一の公開買付期間を設定して行うこととしました。また、買付価格の差について、公開買付届出書の買付価格の算定の基礎欄において、その内容の具体的な記載を求めることとしました。

#### ⑥ 他者の公開買付期間中に行う大株主の「急速な買増し」に係る数値基準

当該「急速な買増し」について、当該他者の公開買付期間中に5%超の株券等の買付け等を行う場合となるよう規定しました。

#### ⑦ 子会社株式買付けに係る公開買付規制の範囲

現行制度上、議決権の50%超を所有する子会社株式を著しく少数の者から買い付ける場合には公開買付規制の適用除外とされていますが、買付け後の所有割合が3分の2以上となる場合には、上場廃止等に至るような公開買付けの局面となり、手残り株をかかえることとなる零細な株主が著しく不安定な地位に置かれる場合が想定されることから、公開買付けを義務付けることとしました。

#### ⑧ その他

株券等所有割合の計算方法、別途買付禁止の例外、特別関係者に係る軽微基準等に係る所要の規定の整備を行いました。

## 2. 大量保有報告制度の整備

### ① 対象有価証券及び対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲の拡大

投資証券等を対象有価証券に追加することとしました。

### ② 重要提案行為等

特例報告制度の適用されない重要提案行為等として以下の事項を役員に対して、あるいは株主総会において提案する行為を規定することとしました。

- i 重要な財産の処分又は譲受け
- ii 多額の借財
- iii 代表取締役の選定又は解職
- iv 役員構成の重要な変更
- v 支配人その他の重要な使用人の選任又は解任
- vi 支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止
- vii 会社法上の組織再編行為等

- viii 配当に関する方針の重要な変更
- ix 資本金の増加又は減少に関する方針の重要な変更
- x 上場廃止等
- x i 子会社株式の新規上場等 等

### ③ 特例報告に係る基準日

特例報告に係る基準日の届出をしようとする機関投資家は、次に掲げる日の組み合わせのうちから選択をすることとしました。

- i 第2月曜日と第4月曜日（第5月曜日がある場合には第2、第4及び第5月曜日。）
- ii 各月の15日と月末日

### ④ 保有目的

保有目的に係る開示内容がより具体的になるよう、所要の規定の整備を行いました。

### ⑤ その他

ネットアウトすべき共同保有者間の重複計上、形式的共同保有者の範囲、変更報告書の提出事由、みなし共同保有者に係る軽微基準等に係る所要の規定の整備を行いました。

## 3. 施行期日

- ① 公開買付制度の見直し及び大量保有報告制度の見直しのうち重要提案行為等に係る部分については、平成18年12月13日に施行されました。
- ② 大量保有報告制度の見直しの上記以外については平成19年1月1日の施行を予定しています。  
なお、[EDINET](#)を通じた大量保有報告書等の電子提出の義務化については平成19年4月1日の施行を予定しています。

※ 平成18年12月に実施したパブリック・コメントの結果については、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[証券取引法等の一部改正に伴う証券取引法施行令等の改正案に対するパブリック・コメントの結果について](#)」（平成18年12月13日）にアクセスしてください。

## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見等](#)」のコーナーにアクセスしてください。

### 【保険関係】

**Q： 損保各社が3度目の不払いの報告を金融庁に行いましたが、大臣のご所見をお聞かせください。**

A： 先般、付随的な保険金の支払い漏れにつきまして、早急な検証と被保険者等への追加支払いを促す観点から、最終的な調査完了時期につき 12 月 8 日を期限に報告を求め、全社より報告がございました。報告のあった内容につきましては、今後精査を行ってまいりますけれども、各社それぞれの経営判断の下、決定した調査完了時期までに、責任を持って全容の解明と被保険者等への保険金の支払いに取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

[【平成 18 年 12 月 12 日（火）閣議後記者会見】](#)

**Q： 大手損保で、2×4住宅に対する保険料を取り過ぎていたという事案が明らかになりましたが、大臣のご所見をお聞かせください。**

A： 保険料の取り過ぎというような基本的な部分について誤りが窓口であったというわけでもございまして、そのことにおいては、遺憾に思います。こうした点、不払いではありませんけれども、やはり基本的な経営体質についてのしっかりした改善を工夫していただきたいと思います。

[【平成 18 年 12 月 12 日（火）閣議後記者会見】](#)

### 【証券税制関係】

**Q： 証券税制の優遇措置について、税調で1年優遇措置を延長する方向であるという結論が出たようですが、大臣のご所見をお聞かせください。**

A： 現行証券税制を1年延長した上で廃止するとしたことにつきましては、私が予め申し上げている単純延長ということではないので、私の要求が満額は通らなかったわけでありまして。しかしながら、他方で証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通産の拡大策等を検討の上、成案を得て平成 21 年度からの導入を目指すと言われておりまして、今後あるべき証券税制の姿につきまして与党内でさらに議論を深められるものと期待しております。

[【平成 18 年 12 月 15 日（金）閣議後記者会見】](#)

## 【足利銀行の受皿選定関係】

**Q： 足利銀行の公募が締め切られましたが、公募の状況について大臣の印象をお聞かせください。**

A： 複数の応募がございました。残念ながらその数や内容について、つぶさにご報告はできませんけれども、大変強い申し出だというように認識しております。今後は、地元の住民の皆さんや産業界の皆さんにご納得いただき、かつ、日本のこの種のいわゆる市場の透明性、外資も参加しての競争原理が働くこと、そして、その結果が納得できる内容であるということを望んでいる次第でございます。いずれにしましても、沢山ご応募いただいたことについては、心強い限りでございます。

【平成18年12月19日（火）閣議後記者会見】

## 【日興コーディアル関係】

**Q： 日興コーディアルグループが不適切な会計処理を行っていた問題で、証券取引等監視委員会が5億円の課徴金を支払うよう金融庁に勧告したことについて、大臣のご所見をお聞かせください。**

A： 日興コーディアルグループは、日本を代表する金融機関でございます。投資家の信頼性を確保するためには、企業財務情報の適正な開示が行われることが極めて重要だと認識しております。本件は、証券市場の仲介者である証券会社の親会社である会社が、そうした開示という重要な分野にかかる法令違反に問われたものでありまして、遺憾に存じます。

【平成18年12月19日（火）閣議後記者会見】

**Q： 日興コーディアルグループ側の会見では、監視委員会の指摘とは異なる理由で訂正すると受け止められるような発言がありましたが、日興側の対応について大臣のご所見をお聞かせください。**

A： 日興コーディアルグループは記者会見で、まずEB債について一人の担当者が発行手続を間違えた事務ミスであり、利益を水増しする意図はなかったと言っており、2番目にNP IHを連結決算の対象から外した当時の会計処理は適正なものであると主張しているとの報道があります。

しかし、コーディアルグループが何をどう監視委員会に報告しているかという点、まず1番に子会社である日興プリンシパル・インベストメンツがその株式の全てを所有し、実質的に支配しているNP Iホールディングを連結の範囲に含めるべきであるということの日興コーディアル自身が言っている。2番目にEB債の発行日等を偽る等して本来計上できない評価益を計上しており、これは単なる担当者一人の事務ミスによるものではないという説明を受けております。

いずれにしましても、現在審判手続の中で日興コーディアルグループに対しまして、今回の違反事実及び課徴金額につきまして、1月16日を提出期限として答弁書の提出を求めていますので、その回答を待ちたいと思っております。

【平成18年12月22日（金）閣議後記者会見】

## 【その他】

**Q：三菱UFJフィナンシャルグループが、アメリカの金融当局から、テロ資金対策が不十分であるということで業務改善命令を受けているが、大臣のご所見をお聞かせください。**

A： 当行は、国際的な業務展開を行うわが国の主要金融機関として、米国当局の指示を真摯に受け止め、適切に業務改善を行っていく必要があると考えております。なお、わが国金融機関全般のテロ資金供与、マネーロンダリングの防止態勢については、2004年時点でIMFより良好との評価、2004年7月公表、を受けておりまして、他方、当庁としましてもテロ資金供与、マネーロンダリングの防止というのは、わが国金融市場の信頼確保の観点から重要な課題と認識しております。

[【平成18年12月19日（火）閣議後記者会見】](#)

**Q：大手銀行が自民党に対する融資をこの数年で倍増させているという報道がありますが、構図としては政治献金で、利払いの減免に実質的にあたるのではないかという指摘もありますけれども、こういった融資のあり方が適正なのかどうかについてお考えをお聞かせください。**

A： それぞれの金融機関の、個別行の経営判断に任される内容であります。今後、各政党がどういう形で企業献金をお受けになるかは、政党また独自のご判断もあろうと考えております。私といたしましては格別コメントする立場ではありませんので、皆さんの健全な民主主義国家におけるそれぞれの立場での社会的責任や公的な任務を負っている部分についての説明責任を全うしていただきたいと思っております。

[【平成18年12月19日（火）閣議後記者会見】](#)

## 【お知らせ】

### ○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

### ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

### ○ 本人確認法施行令等の改正について

今般、マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、10万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関に対し送金人の本人確認等を義務付ける、本人確認法施行令、本人確認法施行規則の改正が行われました（平成18年9月22日公布）。

本改正が施行される平成19年1月4日以降は、現金での振込みを行う場合には10万円を超えるとATMではできなくなり、金融機関の窓口で運転免許証、保険証等の本人確認書類を提示した上で振込みを行っていただく必要があります。

**特に、入学金等の振込みを行う場合には、指定の振込用紙とともに、振込手続きを行う方の本人確認書類を忘れずにご持参いただくようお願いします。**

一方、現金でなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATM・窓口のいずれにおいても、引き続き従来と同様のやり方で振込みを行うことが基本的に可能です（口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります）。

利用者の方々にはご不便をおかけする面がありますが、この改正は、マネー・ローンダリング、テロ資金対策という目的のために、国際的な要請を受けて行うものですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

詳しくは、金融庁ホームページ内[「今般の本人確認法施行令の改正について」](#)にアクセスしてください。

平成19年1月4日以降の  
10万円を超える振込みの取扱い

現金での 振込み	ATM	振込みできなくなります
	窓口	運転免許証、健康保険証 などの本人確認書類の 提示が必要です
預貯金口座 からの振込み	ATM	従来どおり振り込むこと が基本的に可能です
	窓口	

提示が求められる本人確認書類

個人の場合	運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、国民年金手帳、母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(氏名、住居、生年月日の記載があるもの) など
法人の場合	登記事項証明書 など



## 【11月の主な報道発表等】

- |        |  |   |
|--------|--|---|
| 1日(水)  | <a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正案に対するパブリックコメントの結果について</li> <li>・ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について</li> <li>・ 貸金業関係統計資料の更新について</li> </ul>   |
| 2日(木)  | <a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倉吉信用金庫に対する行政処分について（中国財務局長処分）</li> <li>・ 足利銀行の受皿候補の募集について</li> <li>・ 金融庁職員採用試験の可否発表について（人事院・金融庁）</li> <li>・ 東濃信用金庫に対する行政処分について（東海財務局長処分）</li> <li>・ 武生信用金庫に対する行政処分について（北陸財務局長処分）</li> <li>・ 日本アジア証券株式会社に対する行政処分について（関東財務局長処分）</li> <li>・ 株式会社関西アーバン銀行に対する行政処分について（近畿財務局長処分）</li> <li>・ 「地域密着型金融に関するシンポジウム 2006 IN TOKYO」の開催についてのお知らせ</li> </ul> |
| 6日(月)  | <a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業会計審議会 第14回内部統制部会を開催</li> </ul>   |
| 7日(火)  | <a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃業等における債権譲渡等に係る届出の強化について</li> <li>・ 「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について（パブリックコメント）</li> <li>・ 企業会計審議会 第15回監査部会を開催</li> <li>・ 外国銀行支店の免許について</li> </ul>  |
| 8日(水)  | <a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保険業者に係る監督上の対応について</li> <li>・ 第12回金融審議会公認会計士制度部会を開催</li> </ul>  |
| 10日(金) | <a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南日本信販株式会社に対する行政処分について（九州財務局長処分）</li> </ul>   |
| 14日(火) | <a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本信販株式会社に対する行政処分について（関東財務局長処分）</li> </ul>   |
| 15日(水) | <a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融検査評定結果の分布状況について</li> <li>・ 金融審議会金融分科会第二部会（第35回）情報技術革新と金融制度に関するWG（第21回）を開催</li> </ul>   |
| 16日(木) | <a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パーゼルII適用開始後における金融検査について（パブリックコメント）</li> <li>・ EDINETの高度化に関する協議会実務者検討会（第2回）</li> </ul>  |
| 17日(金) | <a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームについて</li> <li>・ 付随的な保険金の支払漏れに係る調査完了時期等について</li> <li>・ 株式会社大分銀行に対する行政処分について（九州財務局長処分）</li> <li>・ 経営健全化計画の見直しについて</li> <li>・ 企業会計審議会 第16回監査部会を開催</li> </ul>  |
| 20日(月) | <a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業会計審議会 第15回内部統制部会を開催</li> <li>・ ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム（第1回）</li> </ul>  |
| 21日(火) | <a href="#">アクセス</a><br><a href="#">アクセス</a>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業会計審議会監査部会の公開草案の公表について（パブリックコメント）</li> <li>・ 企業会計審議会内部統制部会の公開草案の公表について（パブリックコメント）</li> </ul>  |

- 22日(水) [アクセス](#) ・ 預金保険法施行規則の一部を改正する命令(案)の公表結果について
- [アクセス](#) ・ 第32回金融トラブル連絡調整協議会の開催についてのお知らせ
- [アクセス](#) ・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況について
- [アクセス](#) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その43)及びタリバーン関係者等のリストの一部削除について」の発出について
- [アクセス](#) ・ 投資一任契約に係る業務の認可について
- [アクセス](#) ・ 投資一任契約に係る業務の認可について
- [アクセス](#) ・ 投資一任契約に係る業務の認可について
- [アクセス](#) ・ 主要行の平成18年度中間決算について《速報ベース》
- [アクセス](#) ・ 消費者信用団体生命保険の調査結果について
- 24日(金) [アクセス](#) ・ 大同火災海上保険株式会社に対する行政処分について
- 27日(月) [アクセス](#) ・ 第1回日EU会計基準の動向に関するモニタリング会合について
- 28日(火) [アクセス](#) ・ 船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令案の公表について  
(パブリックコメント)
- [アクセス](#) ・ 消費者信用団体生命保険の再調査結果について
- 29日(水) [アクセス](#) ・ 外国損害保険業の免許について
- [アクセス](#) ・ 株式会社ユニコ・コーポレーションに対する行政処分について(北海道財務局長処分)
- [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会(第36回)情報技術革新と金融制度に関するWG(第22回)を開催
- 30日(木) [アクセス](#) ・ 経営健全化計画の見直しについて
- [アクセス](#) ・ 認定個人情報保護団体の認定について
- [アクセス](#) ・ 公認会計士及び監査法人の懲戒処分について
- [アクセス](#) ・ 「お金の使い方について考えるシンポジウム」の開催についてのお知らせ

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、金融庁ホームページの「報道発表資料」からアクセスすることが出来ます。